

第一回 国会 労働委員会 議録 第十一号

昭和二十二年八月二十六日(火曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 加藤 勘十君

理事 辻井民之助君 理事 山下 榮二君

理事 川崎 秀二君 理事 橋本 直治君

理事 原 信君 理事 三浦寅之助君

理事 相馬 助治君

荒畑 勝三君 田中 稔男君

館 俊三君 天野 久君

小川 半次君 寺本 齊君

橋本 金一君 伊藤 郷一君

小澤佐重喜君 栗山長次郎君

村上 勇君 吉川 久衛君

河野 金昇君

出席國務大臣

國務大臣 米窪 滿亮君

出席政府委員

厚生事務官 上山 顯君

本日(の)會議に付した事件

職業安定法案(内閣提出)(第三六號)

○加藤委員長 これより會議を開きます。

前會に引續き質疑を行います。荒畑

勝三君。

○荒畑委員 政府に第一に伺いたいこ

とは、本法第四條第一項には「労働

力の需要供給の適正な調整を圖ること

及び國民の労働力を有効に發揮させる

ために必要な計畫を樹立すること」が、

この安定所の業務と規定されてお

りませんが、この第一項の労働の需給計畫と

いうことは、これはただ単に切り離し

て、それだけを考へることはできない

のでありまして、全體的な産業計畫が

樹立されていなくては、労働の需給計

畫も實現は不可能であると思ふのであ

ります。従つて第一項の規定を満足に

行いますためには、安本の労働局を強

化する——強化するということが、も

ちろんただ役人を殖やして、役人の權
限ばかり大きくするという意味ではな
いのでありまして、これを徹底的に民
主化する、そういうことが第一に必要
になるのではないかと、そう考えられ
る。従つてこの安本の労働局を強化
し、かつ民主化したしまして、全體的
な総合的な産業計畫を立てるとする
ために必要な総合的な産業計畫を立て
るというためには必要なことだと思ひ
て、政府はこれは労働組合の代表者並
びに、いわゆる知識階級の代表者を参
畫せしめて、そうして本法の遂行を可
能ならしめるということが必要である
と考へるのでありますが、この點に對
して政府はどうお考へでありますか。
まず第一にそれをお聴きしたい。

○上山政府委員 総合國策の一つとい
たしまして、労働局の需給計畫を確立
しなくてはならないという、たゞいま
の荒畑委員の御質問に對しましては、
私も全然同じ感想をもつております。
ただこれについては、先般の委員會で
安本の労働局の木村次長からもお答へ
がございましたように、たゞいまとし
ては、いさゝか計畫を立てるための
要素の未確定なものが非常に多いた
めに、今すぐにはなかなか具體的な計
畫が立たないというお話もあつたので

ございますが、私これにはむしろ、若干
私見になるかと思ひますが、いろ／＼
な假定條件を置きながら労働局の見地
からの一應の計畫を立てて、それを關
係の人にお示しをし、検討を受け、ほ
かの條件を脱み合せて、だん／＼具
體的なものにまとめ上げるのが、ぜ
ひとも必要ではないかと考へておりま
す。従ひましてこういう計畫を立てま
すことについては、安本が総合計畫を
やるのに最もよい立場にございます。
労働行政の立場からも非常に關心のあ
る問題でございますので、とも／＼協
力してぜひともそういう計畫が最初か
ら完全なものとはまゐりませんでも、
まず最初は案な點から、漸次具體的な
精密な計畫ができるように努力いたし
たいと思ひます。そしてこれらの計畫
をできるについては、もちろん労働組
合の代表なり、その他いろいろ方面の
有識経験の士のお知恵を十分拜借す
ることがぜひとも必要でございます。
そういう點についても御意見の點が早
く實現いたすように、安本と連絡をと
つて十分努力いたしたいと思ひます。

○荒畑委員 同じ第四條の第三號に
「求職者に對し迅速に、その能力に適
當な職業に就くことをあつて旋するこ
と。」という條項がございますが、
現在政府は求職者の能力に適當な職業
の斡旋が可能であるという見通しが、
はたしてありであるかどうか。政府
の失業對策を見ますと、たとえば公共
事業の計畫などにおいては、土木建築
業あるいは港灣労働というやうな肉體
労働、特に重労働というものに對する
對策は相當に認められますが、しかし
いわゆる知識階級というものに對する
對策には、考慮が非常に足りない點が
しばしば認められるのであります。現
在職業安定所であり重視されず、むし
ろ閑却されていられる方面は、この知識勞
働者の就職斡旋であると思ふのであり
ます。實際上港灣労働とかあるいは土
建というやうな方面では、その點は便
宜は比較的に多いのであります。知
識階級の失業者が能力に適當な職業に
就くという機會はなほ乏しい。ま
たさういふ施設も足りないように思ふ
のであります。しかしさういふ階級の
失業者は、なるほど數の上から言へば
むしろ少く、單にその點だけでは餘
り重要な問題ではないかもしれませ
んが、しかし思想的に社會に與える影響
はむしろこの方が大きいのではない
か。従つてさういふ階級に對する對策
というものが、その數に比してはより
一層必要なのではないかと思ふのであ
ります。さういふ對策に對して政府
は、もつと具體的な考へをもつべきで
はないかと思ふのでありますが、この
點についてはいかがでありますか。そ
れをお聴きしたいのであります。
○上山政府委員 第四條の第三號を中
心としたしましての御質問でございま
すが、この點についてはなほ、あとの
條文の第十九條にも紹介の原則として
「公共職業安定所は、求職者をその能
力に適合する職業に紹介するように努
めなければならない」ということがご

ただいまの日本の國狀からいたしまして、必ずしも前職通りの就職ができないう場合も考えられますので、體力なり、その他の點が許しますならば、必ずしも前職に拘泥せず、むしろ新たな職種に轉換をして新生面を開いてまいるという努力も、またやっとなさなければならぬと考へておるわけでありまして、先刻申し上げました第十七條の第二項に規定しておりますものは、そういうようなことにつきましても、職業の相談に應ずるといふことを書いておるようなわけでございします。なお一般の民需方面の知識階級の求人が求職よりもむしろ少い状況でございますので、公共事業といたしまして、ある程度は知識階級のために特別の公共事業を設けております。しかしそれだけでは全部の知識階級の就職をなさしめることができないというような状況でございます。

○荒畑委員 次に第九條の條文についてお伺いをしますが、第九條、公共職業安定所その他の職業安定機關の行う業務を効果あらしめるために、この事業に従う官吏その他の職員は、労働大臣の定める資格または経験を有する者でなければならぬ、これは一應わかるのでありますが、またその必要も當然のことと考へるものでありますが、職業安定所の職員の任用その他の人事に關しましては、任命時における職員の質の問題、並びに今後の質の向上が重要視されなければならないことはもちろんであります。そこで職業行政に關する官吏の問題は、一般行政官廳における官吏の資格とか、あるいは年限とか、そういうことにとらわれないうで、廣く一般から適材を採用するといふこ

とが非常に重要であらうと思ふのであります。現在すでに職業安定所なんかで、雇員には缺員がないが、事務官の方では缺員があつて、そのために非常に悩んでおるといふことを聞き及んだる状態でもあります。従つて安定所長が適材を採用する、また適材採用の推薦を行ひましても、任命の資格上の困難に遭遇することが、しばしばあるといふことを聞き及んでおります。またそれが實情であらうと思ふのであります。こういう點についてはあまり資格とか、年限とかいふことに拘泥しないで、そういうことにしほられないうで、適材を採用して、職業行政の能率化をはかるということが必要ではないかと私は考へる、こういう點については政府はどう考へになりますか。

○上山政府委員 職員の任用の點でございますが、一方では官吏でさえあれば、全然経験のない者でもど／＼上の方の地位についてまいるといふようなことを制限したいと思ひます。ともなひ、必ずしも官吏の経験がなくとも、あるいは産業界の實務におきまして、あるいは労働組合運動の實務におきまして、客觀的にみまして優にこの仕事をやつていけるというやうな経験がございしますれば、そういう點も十分尊重した上でこの資格経験というものを考へてまいりたい、かような考へでございます。

○荒畑委員 次に第十二條職業安定委員會の構成であります。この職業安定委員會は、單に諮問機關というものと形式の完備だけに終らしめては、私は効果はなはだ薄いと思ふのであります。むしろその権限を強化いたしまして、それと同時に實際の職業行政面に参畫させるようにして、實際上の活用をはかるべきではないか、かやうに考へます。それでなくては單に形式を整えたといふだけであつて、實質のないものに終つてしまふおそれがあるのではないかと、むしろ單に諮問機關といふだけでなくして、あつて権限を強化することが必要ではないかと考へるのであります。こういう見地からいひまして、安定委員會は労働組合代表を常時その業務に参加させる、あるいは失業者に対する相談等に當らしめる、そしてこうすることがまた安定所の民主化をはかるゆゑではないかと考へるのであります。この職業安定委員會の権限あるいはその構成といふものについて一應のお考へを伺いた

○上山政府委員 職業安定委員會の權限といたしましては、第十二條に書いてございしますやうに、諮問に應じてといふことにはなつておるのでございします。ただし、これをいかに運用いたしますかは、法律の字句以上に、實際にどういふ氣持で政府當局が運用し、また關係の方々が御協力いたしたかによつてきまらうと思ふのであります。私たちがいたしましては、この委員會によりまして眞に關係各方面の意向を反映させていただきたい、そして十分そういう方々の御意向を酌んで運営したいといふ熱意をもつておるのでございまして、言葉の上では諮問でございますが、實際は十二分に御尊重し御協力を願つて運営したい、かやうに考へてゐるわけでございします。それで從來やともいたします

と、こういう委員會が名前だけに終るきらいが今まではございしたので、そういうことのないやうに、ぜひともこれは定例的にも開いていきたいといふ氣持の現われが、先日の委員會で御質問がございました月一回以上とか、三月に一回以上とかいふやうな規定になつたわけでありまして、こういう規定はむしろ法律としては例が少いかとも思ひますが、私たちとしては十二分に御活動願ひたいという氣持をもつておりましたのが、こういう規定に現われたやうな次第でございまして、その邊のところを御了承いただきたいと存じます。

○荒畑委員 次に第二十條の爭議行為不介入の問題であります。特に問題となつておるのは、第二項の「公共職業安定所は、その紹介する業務の部門が、前項に規定する部門以外のものである場合においては、爭議行為發生中であつても、その部門に求職者をあつて旋することができぬ。」これが私は相當問題があると思ふのです。一定の部門、つまり工場あるいは企業内の部門と部門がわかれておる場合には、Aの部門に爭議が發生しておつても、Bの部門あるいはCの部門に爭議がない場合には、その爭議のない部門に求職者を斡旋することができるといふ意味でありましようが、しかし、こういうことは實際上は不可能であるか、あるいは不可能でないまでも、非常に困難なデリケートな問題を含んでまいるのではないと思ひます。一定の工場内、一定の部門内では、もちろん言ひましてもないことではあります。一定の工場内のきわめて一部に爭議が起つておるといふ場合には、間接にか直接にか、多か

れ少なかれ、これは全體に爭議が影響をもつことは明白でありまして、そういう場合にただ單に、この部門には起つてゐる、この部門には起つてゐないとかいふ表面上の形だけで、實際に區別はつけられるものではないと私は思ふ。たとえば一定の部門に爭議が起つておりました、他の部門に爭議が起つていない。しかしその起つていないところに求職者をどん／＼斡旋して差支えないか。表面的には、形式上には、斡旋して差支えないでありますが、しかしおとそ爭議には不介入の態度をとつて、爭議には全然中立の態度をとるという立場が原則となつておりますからには、こういうことは當然避けなければならぬと思ひます。なぜならば、他の爭議の發生しない部門に求職者がどん／＼はいつていくといふことは、その部門以外の部門に起つておりますところの爭議を弱めることにも、失敗させることにもなる結果が起るのであります。直接と間接とを問はず、そういう結果といふものは、これは現在の産業の制度が錯綜しておつて、どこをどこと切離すことができないやうな關係にある以上は當然なことであります。また他の部門に求職者を入れる、これが爭議の起つております部門に轉用されまして、安定所の意圖のいかんにかかわらず、實際上においては罷工破りのやうな結果にならないとも限らないのであります。もう一つ考へられることは、同じ工場内の労働部門でなく、労働部門と事務部門というふやうに、たとえば労働部門の方で爭議がある、事務の方には爭議がない、事務の方の人を入れてもこれがただちに労働の方に轉用されて罷工破

までの關係者がやはりボスの存在をつくるというようなことも、絶無ではないと思うのでありまして、許可の手続といしましては、できるだけ簡單に行うという點は、私たちが御質問の御趣旨に同感であります、やはり許可を要することにしたしておく方がいいのではないかというのが私らの考えであります。

○荒畑委員　最後に第五十六條の都道府縣知事に對する監督の問題で伺いたい。これは先だつても前田委員から御質問がありました、私は少し違ふ意味で御質問したい。地方自治法の規定によりますれば、地方の事業は都道府縣知事の權限内にあるということとあります。職業安定所というのは地方的にいたした差支えないと私は思う。地方で行われて少しも差支えない。

道府縣知事の權限のもとに監督されて行われていたと思いますが、そういう場合に一々勞働大臣の監督に服するということになりましたならば、都道府縣知事の權限、あるいは地方自治の制度とかいふものと、非常な間隔がしばしば起りはないかということをおぼしめしておられるのであります。そういう點で政府の御所見を伺いたい。

○上山政府委員　ただいまお尋ねのこの法律なりこの法律に基いてやるところの命令處分に對しまして、知事がやつきり違反したというような場合は、やはり何らかの是正が必要だと思ふのでございます。ただ地方の自治の立場を認めるがゆえに、簡單な手續きじやなしに、むしろ反對の立場の考へから言へば、非常にまぎらわしい手

のかかるようなことを考えられますが、慎重な手続をもちて是正してまいりたい。かようにいたしておるわけでございます。一方知事の立場を認めながら、最小限度これだけの慎重な手続をもちて是正してまいろう、かような趣旨でこの規定ができてゐるわけでございます。

○荒畑委員 私質問はこれで終ります。

○加藤委員長 三浦貴之助君。

○三浦委員 労働基準法の施行と同時に、婦人の労働者も男と平等な取扱いのもとに、すべての點において男子と平等に取扱われるということは當然であり、まことに結構なことであり、ただ實際問題を考へてみますると、従来の日本の婦人の就職状況、また婦人の立場というものは非常に不利なものであります。同時にまた、それだけあるいは雇主の方からは利用され得る餘地が十分にあつたとも考えらるゝのであります。婦人が男と労働条件その他の待遇がすべて平等ということになると、雇主の方でいざ使用する場合には、男の方を優先的に使用して婦人の就職の機会がそれによつて阻まれるということが考えられるのではないかと存じます。こういう點から考へてまいりますと、男に比べて婦人の失業率といふものが多くなり、それを職業安定所において就職斡旋しようとしても、雇主の方でそれを好まない。また婦人を求めることが少ない。求めないということがあつて、せつかく婦人の労働者の待遇は向上したが、實際の就職の場合においてはその機会を失うといふことになり、これは結果から見ると、婦人のために非常に

不利なる結果になるようにも考えられるのであります。こゝういふような點に對して、いかうにお考えになつてゐるか御答辯を願ひたいと思ひます。

○米澤國務大臣 今の場合は憲法で定められた精神、すなわちすべての點で男女が同じように待遇されるということから、しばしば能率が上る男の方を雇主が好むといふことになつて、かえつて憲法における男女の差別を撤廃して、女子に對しても男子と同様に取扱うといふことが逆作用を起すのであります。憲法においては、労働の價值が同じ場合においては同じ給料をやる、こゝういふうちに實質的に、男女においての價值が平等であるかどうかを調べて、それによつて待遇の差別をしてはいけないといふことを述べているのでございます。従つて労働價值の上らない場合においては、やはり賃金その他の待遇も男女必ずしも同一でなければならぬといふことはないのでござい。従つてこゝういふ大前提から論じていきますと、いわゆる女子が能率が上らぬからといふ、女子を使用しないといふ結果にならないのではないかと。また女子でなければならぬという業務もあり得るのであります。従つて三浦さんの御心配のように、女子たるがゆゑに就職の機会を失う者が多いといふ心配はたぶんないと思ひます。また職業安定法を實際に施行する場合においては、その面にあたる者は、こゝういふ弊害の起らないように斡旋してまいりたい。そう考へております。

○三浦委員 國務大臣の御答辯はまことに結構でありまして、そうなければならぬと思ふのであります。が、

基準法の施行において、婦人の産前産後であるとか、育児であるとか、あるいは生理休暇といふような支障を考へて、殊に婦人でなければならぬといふもののものについては、もちろん問題はないのであります。が、どちらでも差支えないといふような程度、殊に同等に待遇するといふ根本から、こゝういふことが論ぜられることになる。婦人が長く同一労働に従事する機会が少くなるといふような、あらゆる面から見ると、實はこゝういふ心配を起すのであります。當局においてこゝういふ心配のないように善處するといふことであれば、それで結構であります。

同時に私は今後の婦人の労働、就職を考へてみますと、婦人は男と比べ、こゝういふ家庭の用事をしなければならぬ。主婦の役目を考へてみますと、今後の婦人の職業の指導なり補導は副業的なもの、あるいは家内工業的なもの、家庭において主婦が簡単に仕事をなし得る機会を與へ、またこゝういふ方面の指導をする職を與へることが非常に重要になつて来るのではなからうかと思ふのであります。こゝういふように家庭において簡単にやるか、近くの一つの場所まで時間制限なしに家庭の餘暇に出かけて行つて仕事をしてお金を得ることに、これから重きを置くことが實際に即してゐるのではなからうかと思ふのであります。こゝういふことに對する指導方法に對してお考えを御答辯願ひます。

○米澤國務大臣 非常にこつともな御質問でございます。こゝういふ問題は將來相當起つて來ることが豫想されるのでござい。従つて労働省設置法案の中にも、第七條の婦人少年局に

ついて、その第三號に家族労働問題と云ふことを取扱つてまいりたい。その具體的のことについては、今直ちにこゝでお答へするまでに至つておりませんが、三浦さんの御指摘になつたような、家族によつてなされるこゝうの労働問題などは、よく考究いたしまして善處してまいりたいと考へております。

○三浦委員 ただいまの御答辯で結構であります。私どもの調査した範圍においては、家庭の主婦がこゝういふに簡単にし得る仕事の範圍といふものは、非常に大きいように思つております。またその實情等も多少知つておるつもりであります。その役割はまた非常に大きいと思ひます。殊にこゝういふ家庭婦人の努力によつて、輸出品等の仕事においても相當なし得る餘地があると確信しております。十分御考慮願つて善處せられたいことをまずお願いしておきます。

次に失業救済等についての就職の場合においては、これは國務大臣も御承知の通り、十数年前におけるあの不況時代においては、失業救済の事業等においては、失業手帳等を發行して、一週間間に一回あるいは二回といふようなことで、就職の機会を與えておつたのであります。將來において失業者がたゞくさんであるといふことになつた場合においては、この職業安定所の仕事として、こゝういふようにかつてしたやうな、一週間一回とか二回とかいふやうな方法によるこゝうの職業の斡旋をやはりやるのか、こゝういふ場合においていかなる方法で取扱ふつもりか、それともまたこゝういふことをせず、失業手帳とか、いろ／＼な面があるから、

一度就職の世話をした者に對しては、一週間に二度とかいふことをやらすに、繼續的にいつまでも永久的な労働に従事し得るような取扱をするのか、こゝういふ點に對して念のために聽いておきたいと思ひます。

○上山政府委員 實は社會保險制度調査會で失業保險の研究をやる場合にも、日雇だけについては、ただいま三浦さんからお話のありましたやうな、いろ／＼な例などを斟酌しまして、輪番就業制を加味した失業保險といふものをいろ／＼研究したのであります。が、なか／＼むずかしい問題がありまして、ただいままで實は本案を得ていないやうな次第であります。實際仕事がないればこゝういふ場合もあるかと思ひますが、實際問題として、昭和五、六年頃でありましたか、その時分としますれば、月に二回働かましても、どうにか米代にはなつたといふ事例もあるのであります。今は食費だけでもなか／＼かかつて、週に二日ぐらゐ動くのでは、なか／＼食つていけないといふむずかしい問題もあり、こゝういふ點をいろ／＼考へ合せて、なお研究いたしたいと思つております。

○三浦委員 私はこの問題は、これから失業救済事業あるいは公共事業等において大量に労働者、失業者を消化するといふ場合においては、相當重要なことがあると思ひます。昭和五、六年頃あの失業手帳によつてやつたことも、私ども實際に知つておるわけでありまして、一週間に一回、月に四回なり五回の就職率で辛うじて生活しておつたこともあつたのであります。しかしこゝういふこともやはり失業者が大

勢になつて、收容しきれないといふ場合においては、また相當に考える途があるのではないかと思ふのでありまして、念のために聴いたのであります。

それからもう一つ、一度職業安定所で紹介して、就職の機会を得たが、せっかく就職してもその職業が適しておらないといふことで、二日から三日でそれをやめてしまふといふ例が、かつてはいくらもあるものであります。それで結局その場合には、職業安定紹介所等にくることができないので、そのままにされておる。統計的にみるとさういふものでも就職したといふ統計の表になつておるけれども、實際は二、三日でやめたといふ幾多の例があるのであります。そういう場合においては、安定所では一度紹介して就職したけれども、その職業が適正ならざるものと認め、あるいは労働者がその職業が勤まらないといふことで、その職をやめる場合においては、さらに適當なる職業を紹介するの、その場合の取扱をさういふふうにするのか、念のために聴いておきたい。

○上山政府委員 安定所で實際に仕事を紹介をいたしてから二、三日でやめるといふ例も相當あるようでございます。今手もとに全般的な数字をもつておりませんが、数字的に御説明することができませんが、それは認めなければならぬと思ひます。ただそのやめます理由をいたしましては、客觀的にみましても、これは安定所の紹介が十二分に行届いていなかったといふ場合も、もちろん中にはあると思ふのであります。ただ一方ただいまの求職者の希望をいたしましては、少しでも賃金の多い方を求めてまいりまして、い

いところだと思つてはいつたが、素外こもだめだといふので、轉々する人もあるようでありまして、その原因等についてもいろいろあると思ひます。が、私たちとしては安定所の職業指導の方針としては、できるだけ長續きの職業を勧めるのは當然のことだと思ひます。その方面については今後一段と努力いたしたいと思ひます。

○三浦委員 そういふような問題が起るといふことも、安定所が仕事を取扱つて、ただ事務的に取扱つて、さうして求人申込みをした場合に事務的に申込みを受ける。さうして人を求める方の雇主側に對しては、本人の言ふことだけで、實際の事情といふものの調査をほとんど從來やつておらないのではないかと、だから實際問題になると、申込みできたが實際についてみると、非常に相違があるといふことは、この安定所はただ機械的に仕事をやるのであつて、實情を十分に把握しなかつたといふことが、私はさういふ結果を生むのではないかと思ひます。從來の取扱方はさういふ求人側の實際の調査といふものがまことに粗漏であつたと言つても、過言ではないと確信しております。それで今後は求人側の實情調査といふことに對して、どういふふうにおわかりになるつもりか、御答辭を願ひたいと思ひます。

○上山政府委員 ただいま三浦さんから御指摘になりました點は、職業行政の痛ところをなすわけでありまして、私もさういふ思ひをいたして、職業行政の最も大事な問題の一つは、職員の教養訓練だと考へておるのであります。今度の安定法の趣旨にうたつてお

るように、公共のために奉仕するといふことで、實際適當な就職の斡旋をやつてもらひますためには、お互いまだまだ勉強しなければならぬと感じておるようなわけでありまして、従ひましてこの教養訓練については、特に力を注ぎたいと思ふのでありまして、ごらんになる通り、安定法案の五十二條にも特に教養訓練のことをうたひました。さうなわけでありまして、これも從來の法律から申しますと、さういふことを法律にうたふといふことはむしろ例が少いと思ひますが、私もさういふ例としてはこの點は國民にお約束して、さういふ方面には特別の努力をいたしてまいりたいといふ覺悟を示したことにもなると思つておるわけでありまして、その邊の氣持を御了承願ひたいと思ひます。

○三浦委員 實際從來の職業紹介所の取扱状況を見ましても、ただ求人の申込みがあり、同時に職を頼みに行く、ただ申込みが何かを見て、さうして紹介状を出して勝手に本人をやるというふうな程度であつてその結果が必ずしも適當なる所に紹介したとは考へられない點のみが多かつた。私の知る範圍においてはさうであるのであります。が、さういふようなことではせつかく就職の申込みを紹介を受けてもただ安定所がそこに行きなさいといふような紹介だけでは、そこへいつて結局この求人、雇主の方に行つて、それが調査されて、あるいは會つてはねらるるというふうな實際問題としてたゞさんあるのであります。さういふよう

さういふ點にあると思ふのであります。が、今後においては、もう少し安定所が就職者の事情を聴いて紹介したならば、必ずそれが就職し得るといふ見込みのついたものに對して、これを紹介してやるというふうなことにしていただかないと、ほんとうに機械的な紹介になるのではなからうかと思ふのであります。そのためには安定所は、あるいは雇主側との十分なる打合せ、あるいは雇主側のある程度の権限を受けてくるといふことも一つの方法でありまして、さういふ権限を受けている以上、安定所において就職者の適否をみずから検査するといふところの考査方法を考へるというところまでつかなければ、ほんとうの職業紹介にはならぬ。さうなからうかと思ふのであります。

この十七條の三項には「特殊な業務に對する求職者の適否を決定するため必要がある」と認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。とありまして、この特殊な業務に對する求職者の適所に對しては、試問及び技能の検査を安定所で行うようでありまして、少くとも私はさういふような検査をもし行つて合格したならば、これは確實に就職できるという責任をもたなければならぬ。また特殊業務でないところの求職者でも、職業紹介所が紹介する以上は十分に、必ず全部とは申しませんが、大體において就職可能の取扱をするといふことにまで御努力願ふべきものだと思いますが、どうでしょうか。

○上山政府委員 御意見の點、まことにさういふものであります。從來の安定所の活動が十二分でない點も非常にあつたのであります。ただいまの御

意見等十分に尊重いたしまして、この點御希望に副得ますように努力いたします。

○三浦委員 次は、先ほどの質問にもありました職業安定委員會の問題であります。が、この労働行政の民主化のためにも、職業紹介の民主化といふような點から見ましても、この職業安定委員會といふことの重要さは、もう議論の餘地がないのであります。ただ私は重複しない範圍において、職業安定委員會の委員の任命についての御意見を承りたいのであります。この條文では「職業安定委員會は、労働省を代表する者、雇主を代表する者及び公益を代表する者でこれを組織する。」中央職業安定委員會の委員は、労働大臣がこれを命じ、都道府縣職業安定委員會、特別地區職業安定委員會及び地區職業安定委員會の委員は、關係都道府縣知事が推薦した者について、労働大臣がこれを命ずる。とある。この委員の任命の方法であります。結論から申しますならば、労働行政、職業安定の仕事の最も中心であり、民主化の線に沿うべき重要なこの委員會の委員の選任は、労働大臣が握つていゝといふことではあります。もちろん實際の場合においては、労働團體の代表者から推薦も受けるし、相談も受けるであらう。また雇主側の方ともいろいろ相談をされるものと思ひますが、しかし事實において労働大臣がこれを任命するといふことは、私は相當考へるべき點があると思ふのであります。もつとも労働行政に理解のある現任労働大臣のような方であれば問題はないかもしれませんが、今後のことを考へますと、この結論としては官樣的色彩が濃

厚になる、結局官僚の考えによつてこれらの人々が任命されるようになることも考えられるし、またこの條文から見ても、労働大臣が任命するということが必要なる中心をなす。この點において、非常に官僚的色彩が濃厚であるといふようにも考えられるのであります。それで私はこの任命方法に對しまして、もう少し民主的な方法はないかといふことに對するお考えをまずお聞きしたいと思へます。

○米澤國務大臣 職業安定委員會の構成並びに任命の方法についてのお尋ねですが、大體これについて御参考までに申し上げたいことは、各種の諮問委員會の一つの例を言いますと、中央地方の労働委員會の構成並びにその委員任命の方法が、大體これと同じように今日ではなつてゐるのであります。それでその場合はどうするかといふと、労働組合に對しては、その候補者を労働組合の方の自主的方法できめてもよろしい。それは政府で何ら關係せず、労働組合から推薦された者をもつて最後の決定とする。經營者側にも同じく同様でございまして、經營者側の各團體の推薦した者をもつて最後の決定とする。それからいよいよ學識経験者から出す中立側の方については、政府が定員の大體倍數の候補者、あるいは定員に對して若干を加えた數の候補者を兩者の間に提示して、そして兩者の推薦によつてきめるといふ、きわめて民主的方法をとつてゐると政府は考えておりますが、大體職業安定委員會の方でも、こつちの既存の實例に準じてやつてまいりたいと思へます。労働大臣が任命するといつても、労働大臣が勝手に、獨断的にだれかといつて任命するわけではないのであります。労働

大臣が任命することは形式にすぎない、その任命に至るまでのいよりの選定方法は、今申し上げたような民主的な方法によつておるのであります。おそれ職業安定委員會もそういう方法でまいりたいと思へております。

○三浦委員 これは實はこの法案にあるからこれだけに止めたのであります。私の考えは、労働行政全般の問題として考えても、すべて重要な民主化をなす労働行政の中心である委員會といふものが、ただいざ國務大臣の申されるように、同じような線できてるのであります。私はこれを根本的に考へてもらいたいのであります。なるほどこの労働行政全般、各委員會と同じような形式をとつておりますが、ただいま國務大臣の申されます通り、あるいは労働組合の代表、あるいは資本家の代表といふようなことで、その方から選ぶといふことではあります。實際の労働組合がそれを選ぶといふことにつきましても、ただ私はそのどの労働組合に御相談されるかは、まだ實際には聞いておりませんけれども、實際において労働組合があるいは全部組織され、あるいは完全に全部の労働者に労働者の代表として認められるかどうか、現在組織された労働組合だけに選ばれた者が、これが全部の労働者の代表として適當であるかどうかといふことに對しては、私は一つの疑いをもつておるのであります。現在組織されたところの組織労働者は、少くとも労働者という立場からいふならば、半分以上は足らなからうかと思へます。半分は政府の取扱ひ組合から代表するといふおそく半分以下だと思へます。労働者です。またその點におきましては、雇

主という側からみても私は同様に考えられるわけでありまして、であるから、もし労働者を代表するといふのならば、もう少し、工場組織労働者以外に、未組織労働者、各方面の労働者を代表するような考慮を、この選定方法の認定方法に對して拂つてもらいたい。また雇主代表につきましても、現在雇主代表と考えられるような人によつての代表といつても、これは一部であります。全部の雇主を代表するとも考えられないのであります。これもなるべく全部の雇主を代表するともみられるような方法を、もう少し考へてもらえないかどうか。いわんや中立の代表に至つては、もし政府が原案を示してやるということであれば、ただ學識経験者といふようなことは、言葉は學識経験者であるけれども、實際においては、いかなる人が眞の學識経験者として適當であるかどうかといふことは、非常にむづかしい問題でありまして、その認定を、ただ政府だけにこれが原案作成を任せるといふようなことで、は、中立委員の選任といふものは、その實際の意見といふものが、政府の意見に指導的に働くといふことにおいて、私はこの點においても官僚的色彩といふものは、まだ相當に濃厚に考えられるわけでありまして、そういうふうにしてきまして、この委員の任命に對しましては、ひとり職業安定委員會ばかりではありません、他の委員會でも、もう少しお考えを願ひたいといふのが私の結論であります。そういうふうな點に對しまして、もし御答辯が願へれば結構であります。

○米澤國務大臣 三浦さんの言われたのは、常識論としてはもつともでございまして、政府としても、その御趣旨に則つたような方法が見つかれば、そういうことにしたいのであります。今のところなかなか困難であります。この問題は國際労働總會へ労働代表を派遣するとき、今から二十年も前からこれが問題になつて、當時の日本の組織率は、はるかに今日よりも下であつたにかかわらず、一般の労働者の利害を代表する者をもつて労働代表とすべしといふような聲があり、經營者側から、そのときに榎本卯平氏が第一回の労働代表として行つたのであります。これはけしからぬ、いやしくも労働代表といふものは、組織労働者から選ぶべきであるといふ、いわゆる労働者側の意見が通つて、まだ組織率の非常に低かつた友愛會、その後進である日本労働總同盟、あるいはその他の労働團體から、未組織と組織の率を比べると、未組織の方が多かつたにかかわらず、組織労働者から労働代表が派遣されたといふ、歴史的なそういうことから考へてみて、今日労働者の代表といふ意味から考へると、組織されておるものがやはり労働者を代表するものとして、まず優先的に考へなければならぬといふのが常識論ではないか。世界各國の法制、あるいはそういう行政を考へてみましても、やはり大體において、組織労働者を代表とするといふことが、おそらく常識論になつておる。組織以外の未組織の労働者は相當あります。しかしながら今日のうちに五百萬、六百萬といふ組織率をもつておる日本においては、一應はやはり組織労働者からその代表者を選ぶことが、まず時勢に適しておるのではないかと考へるのであります。また經營者の側においても同様であります。やはり經營者の方において團體のある場

合には、その團體にその代表者の選考を一任するといふことも、當然ではないかと考へております。それから中立側の問題については、これはなるほどおつしやる通り、官僚的であるといふ意見も成り立つてしまふが、使用者側及び労働者側、たれでも君の好きな者を選べといつても、基準を示さなければならぬ。困難でございまして、一應政府はその定員の倍ぐらいの候補者を示して、しかしてその中から經營者側、労働者側から選定してもらふ。しかしその候補者が、労働者側及び經營者側から、たれも好きな者はない、皆落第であるといふことではあれば、政府はまた考え直すといふ餘地は殘されておるのであります。

○三浦委員 時間がたつておりますから、これで私の質問は終ります。

○加藤委員長 それではこれにて本法案に對する質疑は一應終了したことになるのであります。質疑を打切るに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○加藤委員長 なければそのように決定いたします。つきましては本法案に對しては、次の金曜日午後十時から委員會を開きまして、そこで本法案に對する討論を行いたいと思へます。できればそれまでに、各黨の御意見をまとめておいていただければ結構だと思へます。二十八日午後一時から理事會を開きまして、もし修正等の御意見がありますれば、そこで一應打合せたいと思へます。どうぞそのようにお取り運びを願ひます。

本日はこれをもつて散會いたします。

午後零時二十八分散會